

第三セクター等の抜本的改革に取り組む 地方公共団体への支援について

第1回～第3回研究会における主な意見①

- 第三セクター等の抜本的改革に取り組むことができていない地方公共団体もあるが、潜在リスクを明確に把握し、整理を着実かつ敏速に進めることが必要ではないか。
- 財政的リスクが大きすぎる等の理由で、第三セクター等改革推進債を活用したくとも活用できないような場合にどうするのか、ということについても検討する必要があるのではないか。
- これまでの抜本的改革の取組には一定の効果があつたと思うが、大都市圏と地方圏、開発事業を行う法人とソフト事業を行う法人というように、地域や業種によって進捗に差があるように感じる。こうした状況において、更に経営改善の取組を進めるためには工夫が必要ではないか。
- (抜本的改革が進むかどうかは)地方公共団体の抜本的改革に係るやる気次第であり、やる気がある団体はもう終わっているのではないか。
ただ、やる気があつても、財政的リスクが大きすぎるなど、抜本的改革ができないところもある。その観点からは、(今後の抜本的改革は)制度的な問題ではなく、そういうところをどうするか、という個別の問題であり、それに対処できるような仕組みは必要かもしれない。
- 第三セクター等の抜本的改革に係る結論を出していない地方公共団体については、できないのか、それともしないのか、という峻別が重要であり、原因を把握する必要があるのではないか。
- 地方公共団体の損失補償等や補助金の総額は大幅に減少しているが、赤字法人や債務超過法人は相当数残っている。これらの法人について、将来的に改善の見込みがあるのか等、中身の分析を行うことが必要であり、その上で、今後どうするのか、ということが課題となるのではないか。
- 抜本的改革に取り組むことができていない第三セクター等について、現状と将来見通しを分析することが必要ではないか。また、着手できない理由についても、個別に分析することが必要ではないか。

第1回～第3回研究会における主な意見②

- 地方公共団体の財政が良ければ、第三セクター等の経営状態が極めて悪かったとしても財政的リスクが高いとは言えない。逆に、地方公共団体の財政が非常に悪い場合には、ほんの少しの損失補償等でもハイリスクとなることに留意が必要である。
- 一つの観点として、第三セクター等改革推進債を起債した方が良いのに起債しない団体を特定する、或いは、起債した場合には地方公共団体財政健全化法上の財政再生団体・早期健全化団体となってしまう団体に対して起債をお願いする、というような観点から対象を絞り込んでいくということも考えられるのではないか。
- 現状は全体的な制度・政策の問題ではなくなっているように思われる。一方で、特定のところの問題とした場合には、国がいつまで家父長的な行政を行うのか、という疑問もある。
但し、財政破たんしかねないような極めて特殊なところは何とかなければならない。そういうところに絞って対応することが必要ではないか。
- 検討対象を絞るという観点からは、「素案」において「問題あり」「要検討」とされている第三セクター等について検討するというので、基本的には良いと思う。
ただ、財政的リスクが不明でありながら自らの判断で継続することとしているものについても、検討対象とする必要があるのではないか。リスクが不明というのは、検証が十分できていない場合もあるので、国としてしっかりとした検証ができるようにフォローし、その上で、法人の取扱いについては地方公共団体が考えていくようにすれば良いのではないか。
- 資料において、抜本的改革の取組状況に係るアンケート調査の結果を類型化しているが、回答内容の検証は行われているのか。地方公共団体が財政的リスクに気付かない、認識していないことが問題になるケースもあることに留意が必要である。
- 最初に第三セクター等改革推進債の制度設計を行った際に、第三セクター等の抜本的改革に係るフローチャートを作成している。財政的リスクの検証が十分にできていない地方公共団体に対して、同じような形でサポートすることも考えられる。

第1回～第3回研究会における主な意見③

- 第三セクター等に係る財政的なリスクを自ら分析できる経営基盤を有し、しっかりと抜本的改革に取り組んでいる地方公共団体ばかりではないのが実情であると考えられる。

こうした状況の中で、何らかの事情で財政的リスクの把握ができないような地方公共団体に対しては、最終的には自ら取り組むべきであるが、そのためのスタートアップとしての支援を中心に、今後とも総務省として継続的に支援を行うことも必要ではないか。

(土地開発公社)

- 土地開発公社については、ある程度は健全に活用することも重要だと考える。一方で、過去に取得した土地について、土地の需要が多い地域はともかく、少ない地域では整理が困難なのではないかと懸念される。

(林業公社)

- 本研究会としては、林業公社に係る地方公共団体の損失補償への対応、具体的には損失補償を三セク債等の活用により整理する方策が主要な課題である。この点について、余り時間をかけずに、林業公社のあり方の問題とは切り離して検討を行うことが必要ではないか。

- 木材価格と森林育成に要する経費を比較すれば、多くの分収林が不採算となる。一方で、森林を維持・保全していくことは、採算を考えるのではなく、公共事業として必要と考える。

その観点から、林業公社は三セク債の活用も視野に入れて、地方公共団体が財政的負担を負う形で整理を進めるべきではないかと考えているが、各地方公共団体も内部で様々な意見があり、対応が定まらない状況にあると思われる。

- 林業公社(分収林)の公益的機能は理解できるが、補助金収入が伐採収入を大幅に上回っている現状や、公社が植林を行ってきた土地は条件不利地が多いという経緯も考慮すれば、持続的な林業経営は困難という印象を受ける。

地方公共団体の抜本的改革取組状況①

地方公共団体が財政的支援を行っている1,928法人（「第三セクター等の抜本的改革に係る取組状況調査」より。）

現状	計	財政的リスク等を含めて議会等に説明済み	現状を議会等に説明済み（財政的リスクは説明せず）	議会等に対して特段の説明を行わず	（参考）
					H24. 7. 31現在
①抜本的改革実施（実施予定）	272	114	134	24	280
	14. 1%				13. 5%
②存続方針（財政的リスク対応可能）	885	165	604	116	707
	45. 9%				34. 1%
③存続方針（財政的リスク対応困難・財政的リスク不明）	55	2	48	5	68
	2. 9%				3. 3%
④方針未定（検討中・未着手等）	716	26	471	219	1, 016
	37. 1%				49. 1%
計	1, 928	307	1, 257	364	2, 071
	100. 0%	15. 9%	65. 2%	18. 9%	100. 0%

※ 「財政的支援を行っている法人」とは、地方公共団体が貸付（長期・短期）、損失補償・債務保証を行っている第三セクター等及びすべての地方三公社である。

※ 複数の地方公共団体が財政的支援を行っている法人については、重複して計上している。

地方公共団体の抜本的改革取組状況②

○方針が未定(検討中・未着手)である716法人の内訳(検討状況等)

	計	財政的リスク等 を含めて議会等 に説明済み	現状を議会等 に説明済み (財政的リスク は説明せず)	議会等に対して 特段の説明を 行わず	(参考) H24. 7. 31現在
方針未定(検討中・未着手)	716	26	471	219	1,016
検討中	224	21	165	38	381
検討中(H25. 9までに結論)	41	6	31	4	139
検討中(H25. 10～H26. 3に結論)	56	7	33	16	39
検討中(H26. 4以降に結論又は時期未定)	127	8	101	18	203
未着手	492	5	306	181	635
抜本的改革の必要性認識	71	0	44	27	118
近々に着手予定	15	0	10	5	61
地方公共団体の事情で未着手	46	0	27	19	38
その他	10	0	7	3	19
抜本的改革の必要性認識せず	387	5	254	128	366
業務の公共性が高いため未着手	57	2	38	17	197
財政的リスクが小さいため未着手	168	2	112	54	46
当面は現状を維持できるため未着手	136	0	92	44	107
その他	26	1	12	13	16
抜本的改革の必要性分からず	34	0	8	26	151

抜本的改革への取組状況（地方公共団体回答内容）（抜粋）①

<財政的リスク対応困難・財政的リスク不明の法人を存続させている主な理由>

- 財政的リスクは未検証であるが、財政的には余裕があるため対応可能。
- 公共性・公益性が高い。法人を存続させる意義がある。
- 経営が改善傾向にある（その可能性・兆しがある。）。当面は現状を維持できる。
- 地方公共団体が行う監査・点検等において廃止までは求められていない。
- 抜本的改革を行った場合、財政に与える影響が大きく対応困難。
（第三セクター等改革推進債の活用も困難。）
- 財政的リスクは未検証ではあるが、大きいとまでは思われない。
- 独自の経営健全化の取組を進めている。

<抜本的改革の必要性を認識しつつも着手していない主な理由>

- 地方公共団体に抜本的改革を行うために必要な知見が乏しい。
- 取り組んでも議会・住民、利害関係者等の理解が得られない。
- 抜本的改革に要する費用の負担が困難である。
- 公共性・公営性が高く、抜本的改革に着手すること自体に理解が得られない。
- 当面は現状を維持できる。
- 今後の課題である。

<抜本的改革の必要性を認識しない・必要性が分からない主な理由>

- 法人が取り組むべき問題である。
- 黒字を計上している、株主に配当を行っている等、当面は経営に問題がない。
- 支援のほとんどが補助金等であり、経営に関与すべき立場にない。
- 地方公共団体側の対応が遅れている。
- 将来的には必要かもしれないが、現状では必要性が乏しい。
- 財政的リスクの検証方法が分からない、或いは検討中である。
- 議会や監査等において抜本的改革までは求められていない。
- 独自に経営健全化に取り組んでいる。

第三セクター等の現状に係る整理・分類①（案）

	平成25年度までに 整理予定	平成26年度以降の 近い将来整理予定	検討中	平成26年度以降 も存続予定
財政的リスク 対応可能	○(Ⅰ) ①	○(Ⅰ) ②	○(Ⅰ) ③	○(Ⅰ) ④
財政的リスク 対応困難	○(Ⅰ) ⑤	△(Ⅱ) ⑥	▲(Ⅲ) ⑦	×(Ⅳ) ⑧
財政的リスク 不明	— ⑨	— ⑩	×(Ⅴ) ⑪	×(Ⅴ) ⑫ ₈

第三セクター等の現状に係る整理・分類②（案）

●地方公共団体が財政的リスクに対応可能な第三セクター等の現状と課題、その対応

- ①平成25年度までに整理予定（Ⅰ）
抜本的改革の取組を適切に進めているものと評価できる
- ②平成26年度以降の近い将来整理予定（Ⅰ）
抜本的改革の取組を進めているものと評価できる
- ③検討中（Ⅰ）
抜本的改革に取り組んでいるものと評価できる
- ④平成26年度以降も存続を決定（Ⅰ）
財政的リスクに対応できるのであれば、地方公共団体の判断を尊重するもの（「抜本的改革」は整理のみではない）

財政的リスクに対応可能であれば、基本的に問題はない。財政的リスクの内容や将来見通しについて、適切に把握し議会等へ説明を行っているかが重要となる。適切な把握等が行われていない場合には、財政的リスクの段階が変化する（「対応困難」「不明」となる。）。

●地方公共団体が財政的リスクに対応困難な第三セクター等の現状と課題、その対応

- ⑤平成25年度までに整理予定（Ⅰ）
抜本的改革の取組を適切に進めているものと評価できる
- ⑥平成26年度以降の近い将来整理予定（Ⅱ）
自らの判断に基づき、第三セクター等の整理に取り組むべきである
- ⑦検討中（Ⅲ）
速やかに結論を出し、抜本的改革を含む経営健全化に取り組むべきである
- ⑧平成26年度以降も存続を決定（Ⅳ）
財政的リスクを事実上放置しているため、速やかに抜本的改革を含む経営健全化に取り組むべきである

財政的リスクに対応困難であれば、抜本的改革を含む第三セクター等の経営健全化に取り組むべきである。特に、平成26年度以降の存続を決定している場合には、負担を先送りしているものであるため、可及的速やかな取組が必要となる。既に検討に着手している場合には、速やかに結論を出し、その結論を実施することが必要である。

●地方公共団体が財政的リスクを把握していない第三セクター等の現状と課題、その対応

- ⑪検討中（Ⅴ）、⑫平成26年度以降も存続を決定（Ⅴ）
財政的リスクを把握していないことは、行財政運営上、大きな問題であり、可及的速やかな対応が求められる。

速やかに財政的リスクを把握し、検討及びその結果を踏まえた経営健全化・抜本的改革に取り組むことが必要不可欠である。

※財政的リスクを把握しないまま検討を行い、整理・再生を決定する場合（⑨⑩）は想定されないところである。

平成26年度以降に行う総務省の支援（案）①

- 第三セクター等に係る地方公共団体の財政的リスクや経営健全化取組状況等について把握し、個別に公表する。

第三セクター等に係る財政的リスクや抜本的改革を含む経営健全化の取組状況について継続的に調査を行い、調査結果について広く公表を行う。

財政的リスクに対応することが可能としている地方公共団体（Ⅰ）について、その実情を客観的に確認するとともに、財政的リスクに対応することが困難でありながら抜本的改革を含む経営健全化に取り組まない地方公共団体（Ⅳ）について、地方公共団体の首長・職員のみならず議会・住民が財政的リスク等を正確に把握する（実情に気付く）ことで、間接的に自主的な経営健全化の取組を促す効果が期待される。

- 第三セクター等に係る財政的リスクを有する地方公共団体に対して、抜本的改革を含む経営健全化に係る助言や情報提供を行う。

一般的な助言として、新たな「指針」の策定を行うこととしているが、それとは別に、第三セクター等に係る財政的リスクが高い水準にある地方公共団体に対して、個別に抜本的改革を含む経営健全化への取組やその手法等についての助言や情報提供を行う（市区町村については都道府県（市区町村担当課）と協力して行う。）。

また、抜本的改革を含む経営健全化に取り組んでいる地方公共団体の依頼に応じて、制度の詳細な説明や先行事例の紹介、専門家の紹介等、必要な助言・情報提供等を行う。

第三セクター等に係る財政的リスクに対応困難でありながら抜本的改革に取り組んでいないことが判明している地方公共団体（Ⅳ）に対して、経営健全化に取り組むことを個別・具体的に強く促す。

また、財政的リスクを把握できない地方公共団体（Ⅴ）や何らかの検討を行っている地方公共団体（Ⅲ）について、その依頼に応じて必要な助言・情報提供等を行うことで、地方公共団体の取組を支援する。

平成26年度以降に行う総務省の支援（案）②

- 第三セクター等に係る地方公共団体の財政的リスクを把握するための手法（ツール）について提供し、活用を促す。

地方公共団体が第三セクター等に係る財政的リスクを把握するための手法（ツール）については、従前より提供を行っていたところであるが、現状を踏まえて、より分かりやすい形で地方公共団体・第三セクター等に対して提供する（あわせて、広く公表する。）。

第三セクター等に係る財政的リスクを把握していないことは、行財政運営上の大きな問題である。第三セクター等に係る財政的リスクが不明でありながら存続を決定している地方公共団体等（V）について、「スタートアップ」として財政的リスクの把握を促し、それを踏まえた取組につながることを期待される。

- 地方公共団体や第三セクター等の実情を踏まえ、必要な支援のあり方について継続的に検討を行うこととする。

地方公共団体や第三セクター等の実情について継続的に把握し、地方公共団体が抜本的改革を含む経営健全化を適切に行うために必要な支援のあり方について、様々な観点から引き続き不断の検討を行うこととする。

（参考）平成26年3月末までの第三セクター等の抜本的改革の全国的な推進については、引き続き推進に努める。

抜本的改革に係る検討を行っている地方公共団体（IV）を中心に、財政的リスクに対応困難な地方公共団体等に対して、平成26年3月末までは引き続き抜本的改革を強く推進する。